

千葉市市民の森設置事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自然環境の保全を図るとともに、市民に自然の恵沢を十分享受できるいこいの場を提供するため、保存樹林（緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例（昭和46年千葉市条例第21号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定により市長が指定したもの）の存する土地その他の自然環境地を市民の森として設置することに關し必要な事項を定めるものとする。

(市民の森の設置基準等)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地で自然環境の保全及び市民のいこいの場として必要なものを、当該土地の所有者の承認を得て市民の森として設置するものとする。

- (1) 保存樹林の存する土地。
 - (2) 主として樹木により形成されている自然環境地で、風致もしくは景観がすぐれているもの又は特異な植物の自生地
 - (3) 前2号に定める土地に隣接し、市民の森としての利用上又はその環境を保全するうえで必要な土地
- 2 市長は、市民の森を設置する場合は、本市における市民の森の分布の均衡を図り、かつ、良好な生活環境の確保及び防災、避難等災害の防止を考慮し配置するものとする。
- 3 市民の森は、市民がいこいの場として利用できる相当規模の面積を有し、その利用について永続性が可能な樹林とする。
- 4 市長は、第1項の規定により市民の森を設置したときは、当該区域内に市民の森である旨を表示した標識を設置するものとする。

(使用貸借契約の締結)

第3条 市長は、前条第1項の規定により市民の森を設置しようとする場合は、当該土地についてその所有者と使用貸借契約を締結するものとする。

- 2 使用貸借契約の契約期間は、10年とする。ただし、特別の理由があるときはこの限りでない。
- 3 前項の契約期間が満了したときは、10年を超えない期間更新することができるものとし、以後もまた同様とする。
- 4 第1項の規定により使用貸借契約を締結する場合の契約書は、市民の森土地使用貸借契約書（様式第1号）によるものとする。

（施設の設置）

第4条 市長は、市民の森に植生及び景観をそこなわないよう現況の地形その他の自然立地条件を生かし、次の各号に定める施設で必要なものを設置するものとする。

- （1）園路及び広場
 - （2）植栽、芝生、花壇、生垣等の修景施設
 - （3）ベンチ、野外卓等の休養施設
 - （4）植物見本園、野鳥園等の教養施設
 - （5）便所、水飲場の便益施設
 - （6）さく、標識等の管理施設
- 2 市民の森の施設は、安全上及び衛生上必要な構造を有するものとしなければならない。

（市民の森の占用の承認）

第5条 市民の森に前条に定める施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて市民の森を占用しようとするときは、市長の承認を得なければならない。

（行為の制限）

第6条 市民の森においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- （1）物品の販売、募金その他これらに類する行為。
- （2）木竹を伐採し、もしくは植物を採取し、又はこれらを

損傷すること。

- (3) 市民の森の施設を損傷し、又は、汚損すること。
- (4) その他市民の森の利用に支障のある行為をすること。

(維持管理業務の依頼)

第7条 市長は、地域団体等から市民の森の維持管理に関する業務（以下「管理業務」という。）について自発的に協力する旨の申し出があった場合は、当該地域団体等の活動状況、管理業務の処理能力等を調査し、適當と認めたときは、その地域団体等に管理業務を行わせることができる。

- 2 前項の規定により市民の森の管理業務を行う地域団体等は、市長の指示に従うとともに善良な管理者の注意をもって市民の森の管理にあたるものとする。

(木竹の伐採等に関する協議)

第8条 土地所有者は、当該土地に存する木竹を伐採し、もしくは他に譲渡しようとするとき、又は当該土地の所有権を移転しようとするとき、又は都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第1項に規定する市民緑地を設置しようとする場合その他公益上の理由により土地の利用を変更しようとするときは、あらかじめ市長と協議しなければならない。

- 2 前項の協議を行おうとする土地所有者は、千葉市市民の森協議申出書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

(使用貸借契約の解除等)

第9条 市長は、前条第1項に規定する協議の結果、当該土地を市民の森として利用することが不適當と認めるときは、第3条第1項に規定する使用貸借契約を解除し、当該土地の部分に係る市民の森を廃止するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により市民の森を廃止したときは、土地所有者及び市民の森の管理業務を行う地域団体等に対して、第3条第1項に規定する使用貸借契約を解除し、当該土地の部分に係る市民の森を廃止した旨を通知する

ものとする。

3 前項の規定により市民の森の廃止を通知するときは、市民の森（全部・一部）廃止通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（奨励金の交付）

第10条 市長は、市民の森の土地所有者に対して、当該土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税額、その他の要素を勘案し、毎年度予算の範囲内において奨励金を交付するものとする。

2 前項に規定する奨励金の額は、次の各号に定めるところにより算定して得た額とする。

（1）第3条の規定により締結した使用貸借契約により借り上げた土地の面積に応じ、市街化区域内設置の市民の森については1平方メートル当たり年額20円とし、市街化調整区域内設置の市民の森については1平方メートル当たり年額10円とする。

（2）年度途中で使用貸借契約を締結し、又は当該契約を解除したときは、前号の額を12で除した数に指定期間の月数を乗じて得た額とする。

3 奨励金は、会計年度毎に交付することとし、その交付の時期は当該会計年度の末とする。

（管理業務実施団体等に対する報償金の交付）

第11条 市長は、第7条の規定により市民の森の管理業務を行う地域団体等に対して、毎年度予算の範囲内において報償金を交付することができる。

（市民の森台帳）

第12条 市長は、市民の森台帳を作成し、これを保管するものとする。

2 前項の市民の森台帳は、調書及び図面をもって組成するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和51年1月1日から施行する。ただし、第10条の規定は昭和51年4月1日から適用する。
- 2 市民の森事務取扱要領（昭和47年7月1日実施。以下「旧要領」という。）は廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、すでに旧要領第2条の規定により設置されていた市民の森は、この要綱第2条の規定により設置した市民の森とみなす。

附 則

この要綱は、昭和55年12月1日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年1月1日から施行し、平成6年度分の予算に係る奨励金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。